

沖縄上地流唐手道協会表彰規定

(目的)

第1条 本規定は、沖縄上地流唐手道協会(以下「本会」という。)規約第22条に基づき、本会表彰に関し必要な事項を定める。

(手続き)

第2条 本会会長は加盟道場主等の推薦に基づき、理事会の承認を経て特に優れた会員を表彰することができる。なお推薦は別紙により会長宛て行なうものとする。

(表彰基準)

第3条 表彰基準は以下の通りとし、その何れかを満たす者とする。

- (1) 本会主催の選手権大会等で特に優れた成績を納めた者
- (2) 本会の発展に著しく貢献した者
- (3) その他本会の目的に照らし表彰に相応しいと判断される者

(その他)

第4条 表彰内容は表彰状及び副賞とし、詳細は理事会にて決定する。

附則

本規則は、2010年1月1日から施行する。

